

ほっておかないで

あき



防犯・交通安全課 ☎224-5721

Fax 224-6705

請求します。

また、固定資産税の住宅用地の特例(税金の軽減)が受けられなくなる場合があります。

悩み 管理が難しい

業者に管理を依頼する

空家の見回りや除草・草木の剪定などの管理業務を行う業者を利用する方法があります(有料)。

業務内容や料金などについて詳しくは、次の問い合わせ先にお尋ねください。

空き家サポート事業

所有者に代わり、空家を訪問・点検します。

除草・草木の剪定などのオプションもあります。

問い合わせ：シルバー人材センター ☎222-2075

■空き家の持ち主応援隊(埼玉県空き家管理サービス事業者登録制度)

次の専門団体の会員の中から、空家の管理に対応できる近くの不動産事業者を探すことができます。

問い合わせ：(社)埼玉県宅地建物

取引業協会 ☎048-8111

1840または(社)全日本不動

産協会埼玉県本部 ☎048-

866-5225

管理 管理は所有者の責任

空家の所有者等の責務

適切に管理された空家であれば問題はありませんが、放置したままだと、建物の劣化、草木が生い茂るなどにより、防犯、安全、環境、景観などを及ぼす可能性があります。

平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)」では、空家の管理責任は、所有者や管理者にあるとし、空家の適切な管理に努めることとされています。

空家を管理しないと……

●管理されていない空家は、劣化が早まり修繕をする際の負担が増えます。また、建物の売却や賃貸が難しくなる可能性もあります。

●周囲に危険を及ぼす恐れが著しい「特定空家等」と認定されると、空家法に基づき、空家の状態に応じ、段階を経て、最終的には市が所有者に代わって対処し、費用を所有者に

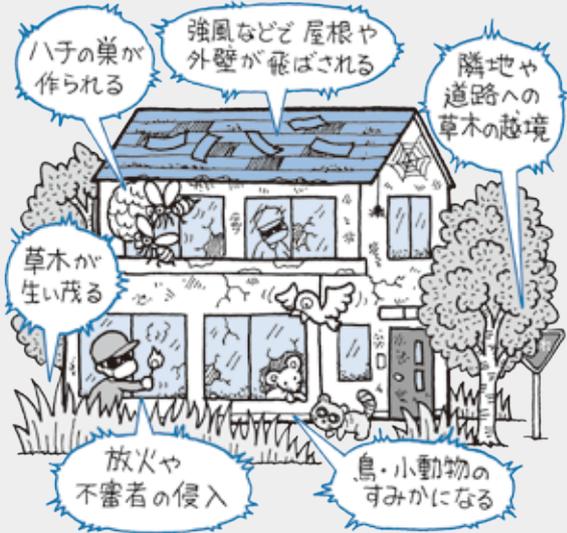
ました。

市では空家などの対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年度に川越市空家等対策計画を策定し、適切に管理されていない空家の所有者などに助言・指導を行うほか、「空き家バンク事業」などを実施しています。

良好な住環境を維持していくために、空家について考えてみませんか。

近所に、草木が伸びて道路や隣の家を越境していたり、雨戸が閉まっただまになったりしている家はありませんか。今まで住んでいた方が遠方に引っ越したり、亡くなったたりするなどして「空家」になる家が全国的に増えています。

市が平成28年度に実施した空家等実態調査では、市内に2060戸の空家があるとの調査結果が出



空家を放置すると、次のようなさまざまな問題が生じる恐れがあります

- 建物が傷み、外壁の脱落や屋根瓦の落下、塀の損傷により、近隣や通行人などにけがをさせる
- 草木が伸びて道路まで越境し、歩行者、自動車等の交通を妨げる
- 建物が傷み外壁が剥がれると、鳥、小動物が侵入し、糞害等が発生する
- 放火による火災の危険性が高まる

